

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県 監 査 事 務 局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収入委員会事務局  
徳 島 県 警 察 本 部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一政策創造部に属する事項の項第四号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改め、同号の1中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「自立促進方針」を「持続的発展方針」に改め、同号の2中「第七条第一項」を「第九条第一項」に改め、「並びに同条第四項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣への提出」を削る。

別表第四安全衛生課の項部長の欄第七号に次のように加える。

3 第五十八条第二項（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告

別表第四安全衛生課の項部長の欄第十四号中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同項課長の欄第十一号の3中「第九条（第十条第三項）を「第八条（第九条第三項）に改め、同号の4中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号の5中「第十条」を「第十条」に改め、同号の6中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同欄第十二号中「第九条」を「第八条」に改め、同表市町村課の項部長の欄第十六号を次のように改める。

十六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第七条第四項前段の規定による主務大臣との協議

別表第四市町村課の項課長の欄第十五号を次のように改める。

十五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表

2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）

3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出

別表第四感染症対策課の項課長の欄第一号中8を削り、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 第十六条の二第一項の規定による協力の要請、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表

別表第四感染症対策課の項課長の欄第一号中10を削り、11を10とし、12を11とし、同表農林水産政策課の項課長の欄第五号中「過疎地域自立促進特別措置法第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第二号の1中「第五十五条第一項及び第五十六条」を「第六十条第一項及び第六十一条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号の2中「第五十九条（第六十二条第一項）」を「第六十四条（第六十八条第一項）」に改め、同項第二十二号を削り、同項第二十三号を同項第二十二号とする。

別表第七第三十一号中「過疎地域自立促進特別措置法第六条第四項（同条第七項）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第七項（同条第十項）」に改める。

附則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。